

○ 第3回農業者年金オンラインセミナー質疑応答集

項番	質問	回答
1	何歳まで入れますか？	原則60歳までとなります。 ただし、国民年金の保険料の納付月数が480月に満たない方で希望される場合は、国民年金の任意加入被保険者になった上で、60歳～65歳までの間、任意加入被保険者の期間に限り農業者年金へ加入することができます。
2	なぜ終身での受給が可能なのでしょう？財源は問題ないのでしょうか？	農業者老齢年金の年金額は、納付済保険料とその運用益の総額を基礎とし、予定利率や予定死亡率を用いて、年金財政の均衡を保つことができる終身年金となるように算定することとなっています（独立行政法人農業者年金基金法第29条）。 なお、予定死亡率以上に長生きした場合、年金の支給財源に不足が生じる事態に至ることが想定されることから、このような事態の発生に備えるための補てんが予め積み立てられています。
3	国民年金の納付免除を受けている方にどのように声掛けされますか？意識されていることがあれば教えてください。	納付免除を受けられている理由は様々ですので、無理強いはできません。しかしながら、農業者年金を知らないままで選択されているのと知って選択されているのでは大きな違いがあります。単に「国民年金は損だから免除できるならしておこう」という理由で免除されている方もおられるのではないかと思います。セミナーの中でもお示しましたが、決して損にはならないこと、また今は無理でも将来選択肢の1つに農業者年金の5文字が浮かぶように良さを伝えていくことを意識しています。
4	年金額と受給できる年数を教えてください。支払った保険料に対してどのくらい戻ってくるのか知りたいです。	農業者年金の受給期間は終身のため、生きている間ずっと同額の年金が受給し続けられます。 また、年金額ですが、毎月支払う保険料や期間で異なりますので一概には示せません。 支払った保険料に対してどのくらい戻ってくるかについては、年金シミュレーターを活用いただくことで確認いただけます。セミナー中にもシミュレーションを行っておりますので、それらを1つの参考にしていただければ幸いです。
5	金利が上がると年金額はどうなるのでしょうか？	一般論として、金利が上昇する局面は、景気が回復基調にあり、株式は上昇している可能性があります。このため、中長期的には年金原資が増える可能性があります（将来の年金の増額に寄与）。 また、年金裁定時は、予定利率と予定死亡率を勘案した年金現価率を使用しますが、金利の上昇に伴い農林水産大臣が定める予定利率が上昇する可能性があります。仮に予定死亡率が上がらなければ、年金が増えることとなります。
6	加入者が減少した場合でも、安定した制度運営ができるのでしょうか？	現行の農業者年金は、加入者が積み立てた保険料とその運用益を合わせた額（年金原資）により、将来受け取る年金額が事後的に決まる確定拠出型の積立方式を採用しています。 この財政方式は、保険料を支払っている方の数や年金を受給している方の数が変化しても、その影響を受けない財政的に安定した制度ですので、少子高齢時代でも安心できる制度です。
7	80歳前に亡くなった場合、死亡一時金が受け取れると思うのですが、その場合、元金を割るおそれがあると聞いています。その元金は、実際に支払った金額のことを指しますか？複利で増えた総額の金額を指しますか？教えていただけると幸いです。	実際に支払った金額とご理解ください。 死亡一時金は、加入者が80歳前に亡くなられた場合に、死亡した月の翌月から80歳に達する月まで農業者老齢年金を支給するとした場合に支払われることとなる年金を、支払われるまでの期間に応じた予定利率で割り引いた金額（農業者老齢年金の現在価値に相当する額）が、死亡した方と生計を一にする遺族の方に一時金として支給されるものです。 したがって、加入した年齢と亡くなった年齢、それまでの運用収入がどの程度あったか等によって、加入者それぞれで死亡一時金の金額は異なり、払い込んだ保険料を下回ることもあります。
8	社会保険料の控除の仮定ですが、青色申告をしている農家の方の仮定と理解してよろしいでしょうか。	所得金額が20万円を超える個人事業主（農業者）であれば原則として確定申告をする必要があります。このため、青色申告・白色申告問わず確定申告書に社会保険料控除を記載することで所得控除を受けることができます。 また、20万円を超えない場合でも住民税申告は必要ですので、社会保険料控除は忘れずに記載をすることが大切です。
9	確定拠出の制度と理解していますが、その場合年金額は変わるのではないのですか？	変わりません。運用している間（保険料を支払っている期間）が確定拠出ということであって、年金裁定時、一度年金額が決まるとその金額が一生変わらずに受給できる仕組みとなっています。

○ 第3回農業者年金オンラインセミナー質疑応答集

項番	質問	回答
10	令和5年度に比べて令和6年度の新規加入者が1%ほど上昇したとのことですが、要因はどのようなことが考えられますか？	令和5年度に全国で約2／3の自治体において農業委員が改選され、新たに築かれた人脈によって加入に至った事例も多く、各地域の農業委員会やJAの事務局、農業委員等の推進員の皆様の積極的な取組みが結果に結びついたと考えています。 また、当基金によるオンラインセミナーやYouTube動画配信等のデジタル技術も活用した情報発信や各受託機関の広報活動等の取組も結果に結びついたと考えています。 さらに、野菜や米などの販売価格の上昇による農業所得の向上により、農業者が農業者年金の保険料を納める余裕ができたということも一因ではないかと考えています。
11	76歳以降に亡くなると死亡一時金はどの程度ありますか。	項番7の回答をご参照ください。
12	通常加入と政策支援加入を比較した場合、新規就農者または認定農業者の方はやはり政策支援加入がお得と理解してよろしいでしょうか。	農業所得が低く2万円の保険料を負担することが困難という場合においては、政策支援加入をすることで月々最大1万円の保険料の国庫補助を受ける選択は合理的と考えます。 しかしながら、政策支援加入の期間は保険料が2万円（自己負担分1万円＋国庫補助分1万円※年齢等によって異なります。）に固定されますので、この場合、社会保険料控除として所得から控除できるのは、自己負担分の1万円のみとなってしまいます。 つまり税制メリットの恩恵を受けたい方にとっては、政策支援加入は必ずしもお得ではないという考え方もあります。 以上のように、ご自身がどのメリットを重視するのかによって、通常加入または政策支援加入を選択することが望ましいと考えます。 また、政策支援加入には加入する際の要件（認定農業者かつ青色申告者等）もあり、加えて、特例付加年金として受給する際には経営継承（農業所得申告名義や農地の権利名義を、後継者や第三者に移転するなど）も絡む話になりますので、詳しくは最寄りの農業委員会でご相談いただきたいと思います。
13	iDeCoとは同時に加入できないと聞いてます。iDeCoとの最大の違いを教えてください。	最大の違いは、農業者年金は終身年金であるのに対し、iDeCoの多くは5年～20年の有期年金である点と考えています。 2点目は、農業者年金の場合、社会保険料控除として家族分の保険料も含めて所得控除になるのに対し、iDeCoは小規模企業共済等掛金控除として本人分の掛金分のみが所得控除の対象になるという点が挙げられます。 3点目は、資産運用の方法が異なることです。農業者年金の場合、加入者が支払った保険料は農業者年金基金が一元的に運用を行いますが、iDeCoはご自身で運用商品を選択した上で、運用を行うことになります。 前回のセミナー（「農業者年金とiDeCoの違い」）がアーカイブ配信されているので、詳しくはそちらを参照いただければ幸いです。
14	国の支援（政策支援加入）で、掛け金が半分の人の一部いらっしゃると思うが、年金として受け取るときの扱いはどうなりますか？	年金として受け取るときの扱いについては、以下のとおりとなります。 ・自分が支払った保険料（掛け金）については、農業者老齢年金として受給 ・国庫補助（国の支援）については、下記①～③の受給要件を満たすことで、特例付加年金として受給 ① 保険料納付済期間等が20年以上あること ② 農業を営む者でなくなったこと（経営継承） ③ 65歳以上であること（60歳から64歳までの間で、農業者老齢年金と併せて繰上げ請求することもできます。）
15	死亡一時金が元金を割る場合があることが農業者年金の一つの課題という考えもありますが、これを解消すると終身年金という制度が保てなくなるのでしょうか。	お亡くなりになられた方が納付した保険料とその運用収入の一部が、長生きをした受給者のために公平に拠出され、年金制度全体としての財政均衡が図られております。
16	特例付加年金とは政策支援加入制度に加入した方が受給できる年金という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。